

国道252号あいよし橋雪崩流失等に係る

南会津地方対策本部会議【第4回】

資 料

福島県南会津建設事務所

① あいよし橋等の概要と経緯等について（その1）

1 概要

令和4年3月4日（金）、国道252号（只見町田子倉地内）のあいよし橋が雪崩により流失していると民間企業から連絡があった。また、あいよし橋付近の出逢橋についても、主桁等が損傷していることが確認された。なお、当箇所は、令和3年12月1日から福島県側L=14.4kmを冬期通行止めとしている区間内である。

2 あいよし橋について

- ・所在地：福島県南会津郡只見町大字田子倉地内
- ・橋長：L=93.0m ・完成年：平成14年

3 出逢橋について

- ・所在地：福島県南会津郡只見町大字田子倉地内
- ・橋長：L=40.0m ・完成年：平成15年

4 経緯

○令和4年3月4日

- ・民間会社電源開発株式会社から福島県にあいよし橋が流失していると情報提供がある

○令和4年3月7日

- ・マスコミへ情報提供、14時から記者会見を実施

○令和4年3月11日

- ・道路管理者（福島県）があいよし橋の流失を確認
- ・「国道252号あいよし橋雪崩流失等に係る南会津地方対策本部」を設置

○令和4年3月14日

- ・除雪作業の開始

○令和4年3月16日

- ・「国道252号あいよし橋雪崩流失等に係る南会津地方対策本部第1回会議」を開催（あいよし橋の流失の状況説明、除雪の進捗説明）

○令和4年4月27日

- ・国、福島県の合同で現地調査を実施

○令和4年4月28日

- ・除雪作業の完了
- ・「国道252号あいよし橋雪崩流失等に係る南会津地方対策本部第2回会議」を開催（除雪作業の完了報告、あいよし橋の旧道が迂回路利用が可能と説明、出逢橋の損傷説明）

○令和4年5月9日

- ・あいよし橋の迂回路の区間の対策工事を開始（舗装の補修、安全防護柵の設置等）

○令和4年6月15日

- ・あいよし橋の迂回路の対策工事が概成
- ・「国道252号あいよし橋雪崩流失等に係る南会津地方対策本部第3回会議」を開催

① あいよし橋等の概要と経緯等について（その2）

4 経緯

○令和4年6月23日

- ・ライブカメラ、雨量計の設置完了

○令和4年6月30日

- ・「出逢橋」主桁転倒防止サポート材の設置完了（地震等による倒壊を防止するため）
- ・「出逢橋」モニタリング機器の設置完了（早期に異常を把握するため定期的モニタリングを実施するため）

○令和4年7月8日

- ・安全の確認
- ・「国道252号あいよし橋雪崩流失等に係る南会津地方対策本部第4回会議」を開催

○令和4年7月10日

- ・全線再開通

③ あいよし橋・出逢橋の被害状況について

～あいよし橋の流失後の写真～



～出逢橋の損傷後の写真～



④ あいよし橋付近の旧道について

- 平成14年度のあいよし橋完成後は、山側にある旧道は使用されてなく、舗装等の損傷が激しいため、舗装の補修や仮設の安全防護柵(ガードレール)の設置等を行い、あいよし橋の旧道を迂回路として利用する方針とした。



※直近の航空写真(H29.4.5)は降雪があり旧道が判別できないため、過年度(H20.5.16)の写真も添付

④ あいよし橋付近の旧道について

- 舗装の補修及び、仮設の安全防護柵(ガードレール)を設置完了 (6/15)。
また、本設の安全防護柵(ガードケーブル)は、上記の仮設の安全防護柵(ガードレール)の谷側と山側に施工する予定。

新潟県側



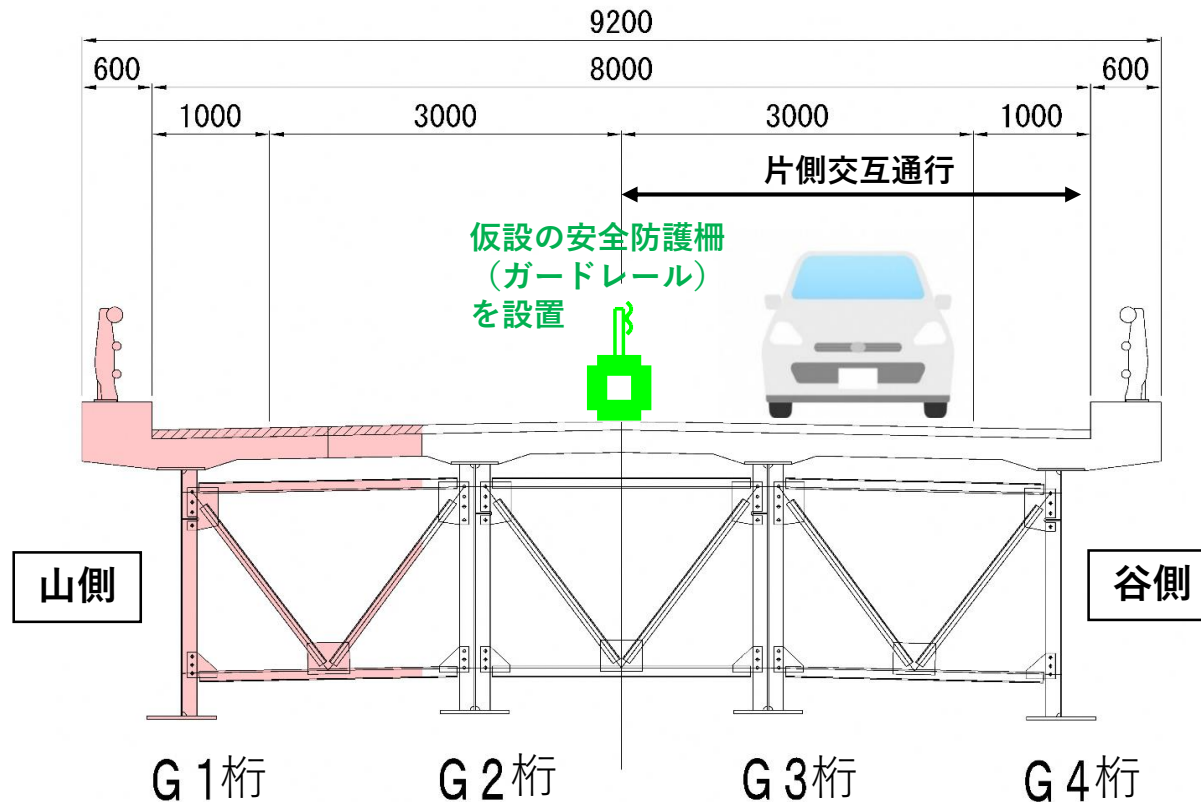
只見町側



⑤ 今後の出逢橋の安全対策について

- [赤着色] G 1 桁等が損傷したため、橋の載荷試験を実施し、最終的な出逢橋の安全確認を行った結果、G 1・G 2 桁については損傷の影響により荷重を載荷することが困難であるが、G 3・G 4 桁については、部材が健全であり、耐荷性能を低下させる損傷が確認されなかったことから、車輛の通行が可能であると判断した。
今後の通行に向けては、山側を規制し、谷側の 1 車線により片側交互通行(19:00～6:00 夜間通行止め)で供用する。

片側交互通行で供用する ※当面の間は夜間通行止め (19:00～6:00)



⑥ 出逢橋：片側交互通行時の安全確保

(主桁と通行帯位置)



※ --- は、主桁位置を示す

※ 暫定解放にあたっては、損傷桁へ通過車両を載荷させない様な走行帯とする。

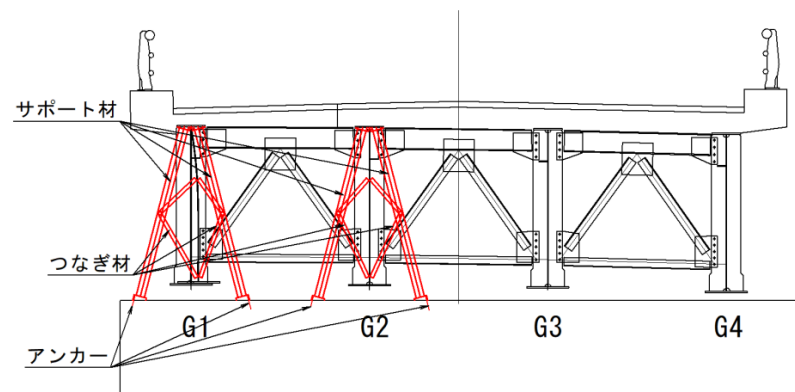
現橋利用に向けての応急対策 (支承破損部)



主桁G1

支承破損部に
サポートの設置

※主桁に損傷が確認されるG1/G2桁は、大小の変形が確認されたため、暫定供用中に地震時等の影響により、変形した桁の横倒れ等の事象が懸念されることから、下部工への荷重伝達と横倒れ防止対策として、下図の通りサポートを設置する。



※サポートは、只見側、新潟側、それぞれの橋台部に同様の構造を設置する。

⑥ 出逢橋：片側交互通行時の安全確保

- 桁体の変形が確認される状態で供用することから、全線再開通後も、通行者の安全と道路ネットワークの継続を図るため、定期的にモニタリングを行い、早期に異常を把握し、道路利用者の安全を確保する。

- 早期に異常を把握するため、モニタリングを実施する。

○モニタリング目的：橋体全体の変状状況を確認する。

○モニタリング内容

■桁体の変形状況を観測（確認位置：P11に記載）

■下部工と上部工の形状位置（ずれが生じていないか）の確認（確認位置：P11に記載）

○モニタリング頻度

■暫定供用後 2 週間：毎日計測

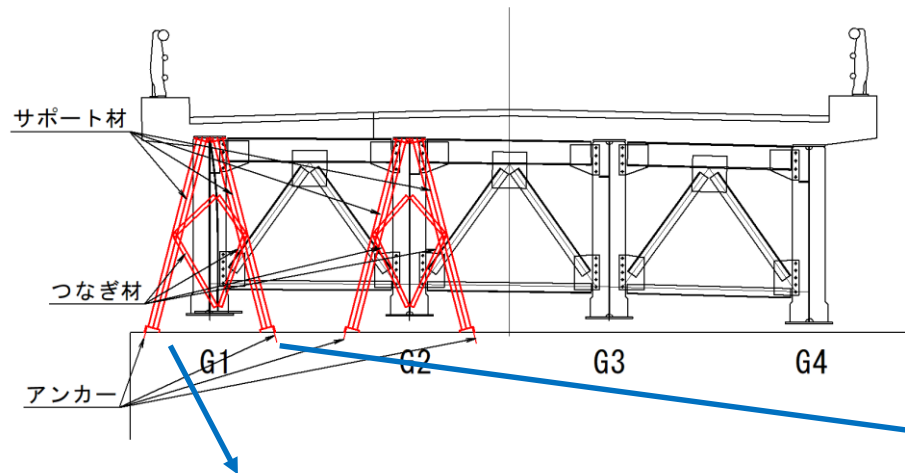
■2週間以降：月2回程度計測

ただし、異常気象時（震度 4 以上の地震、連続雨量100mm）は、都度計測する。

○モニタリング担当

■道路管理者

⑥ 出逢橋：片側交互通行時の安全確保



※只見側、新潟側それぞれの橋台のG1/G2桁に横倒れ防止のサポートを設置した（6/30完了）。

今後、モニタリングにより設置したサポートの機能状態を監視する。



※橋台（只見側）のG1桁・山側



※橋台（只見側）のG1桁・谷側

⑦ 交通規制位置図

至 只見町



片側交互通行区間
L=0.52km



至 新潟県

国道252号

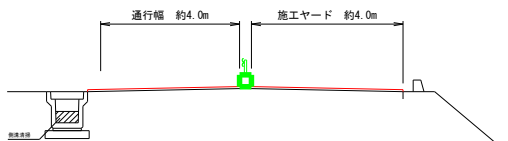
田子倉ダム

只見町田子倉地内



○再開通する区間 (L=7.38km) ※なお、当面の間は夜間通行止 (19:00~6:00)

③横断図



③



規制バリケード

④



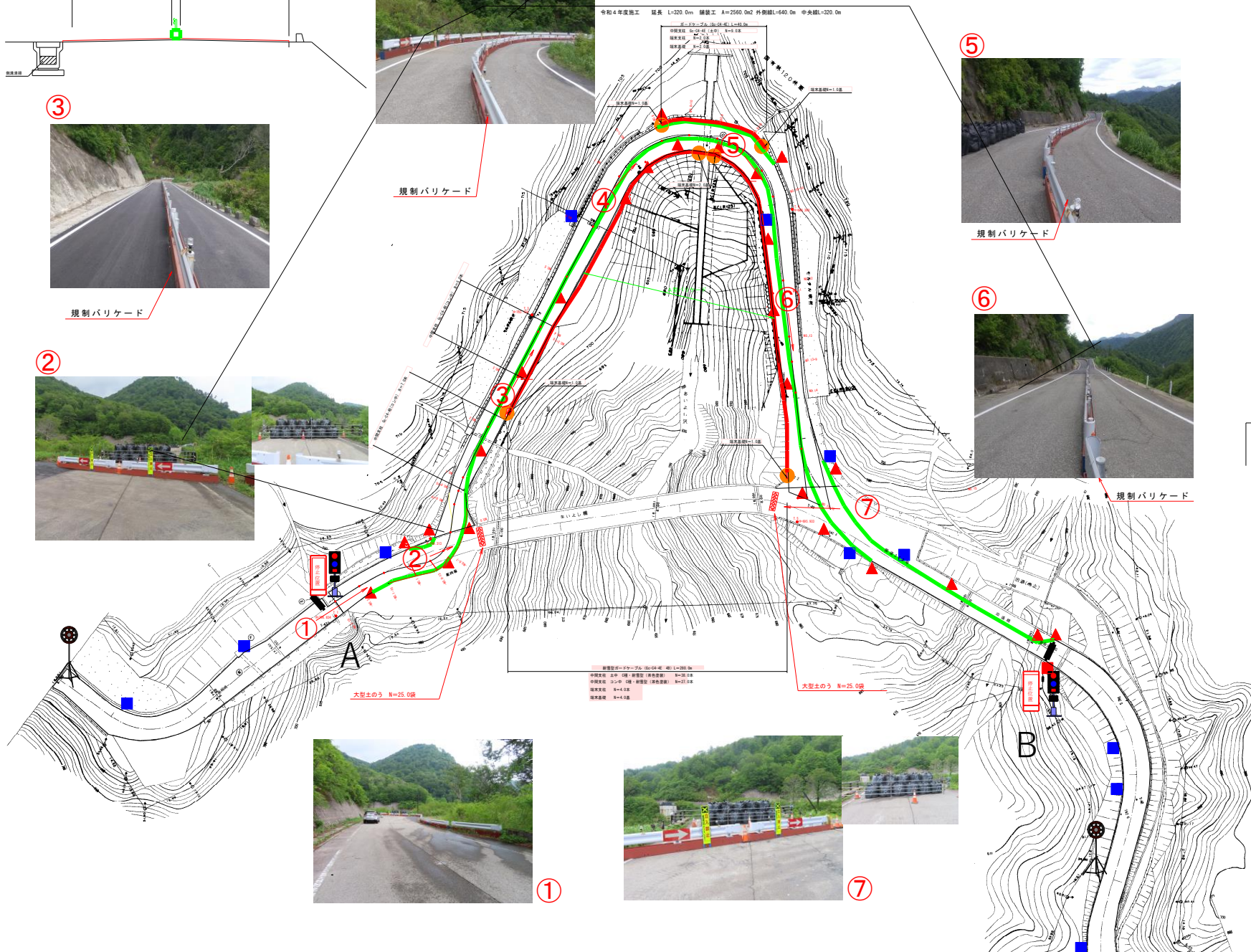
規制バリケード

平面図

S=1:800

夜間通行止解除に向けた安全対策

- ガードケーブル (本設)
- H型鋼付ガードレール (仮設)
- 道路維持規制時間
信号機 (規制時間 6分)
- 点滅回転灯 (予告灯)
- 減速看板
- 自発光式デリネータ
- 端末基礎



②



大型土のう N=25.0席



①



⑦

⑤

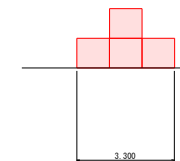
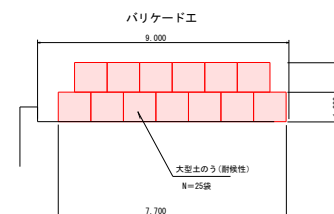


規制バリケード

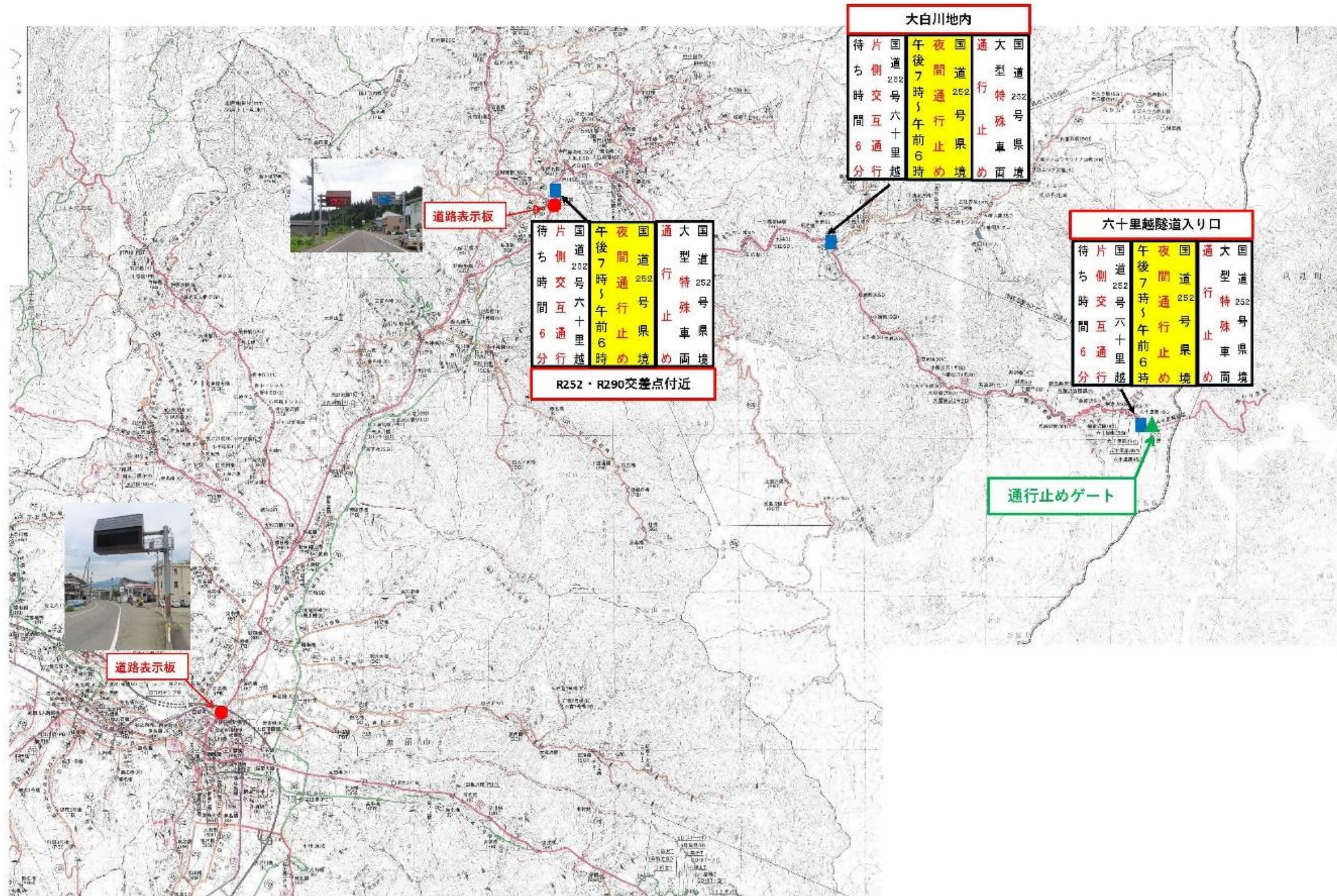
⑥



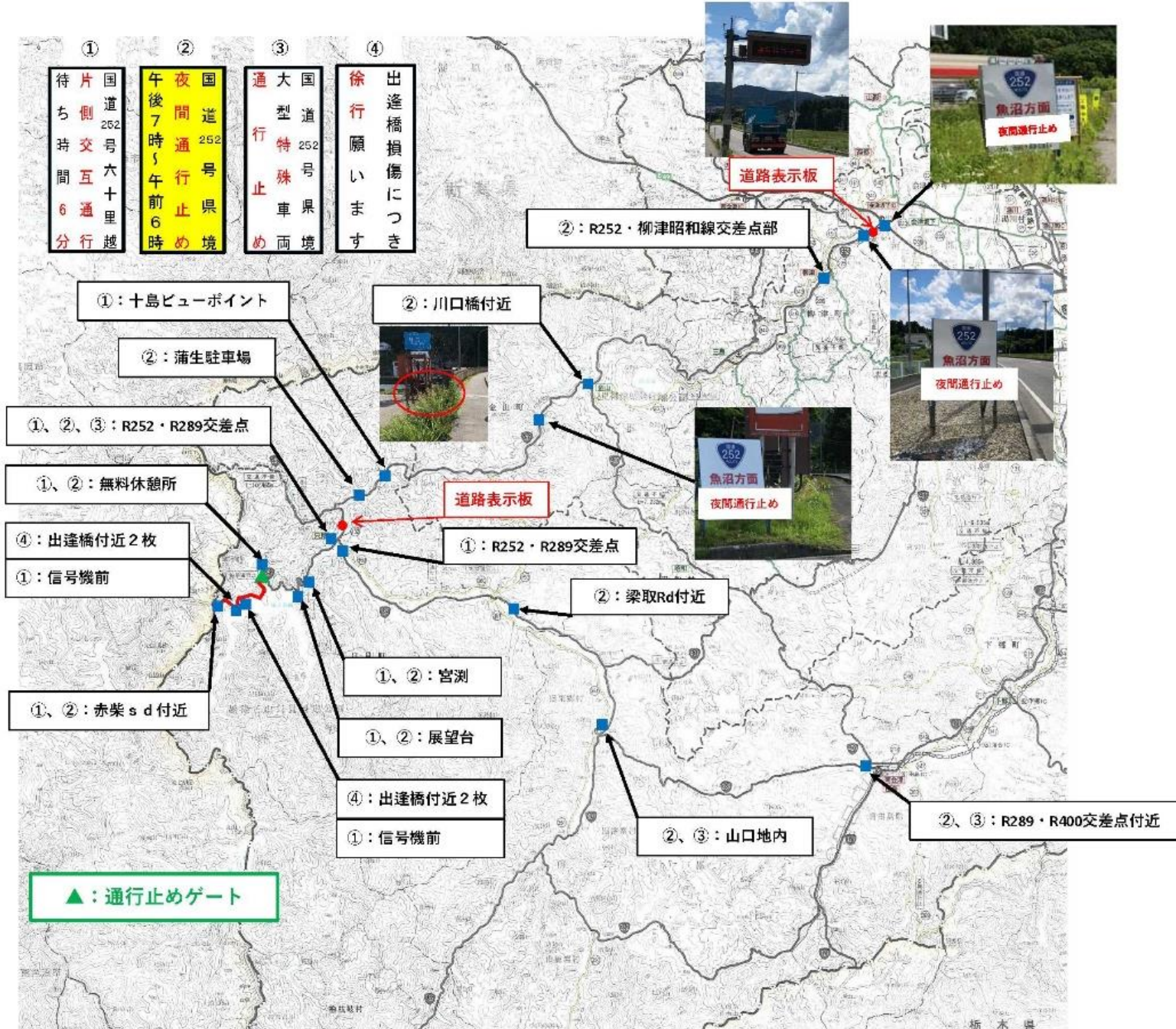
規制バリケード



新潟県側 交通規制等看板設置位置図



福島県側 交通規制等看板設置位置図

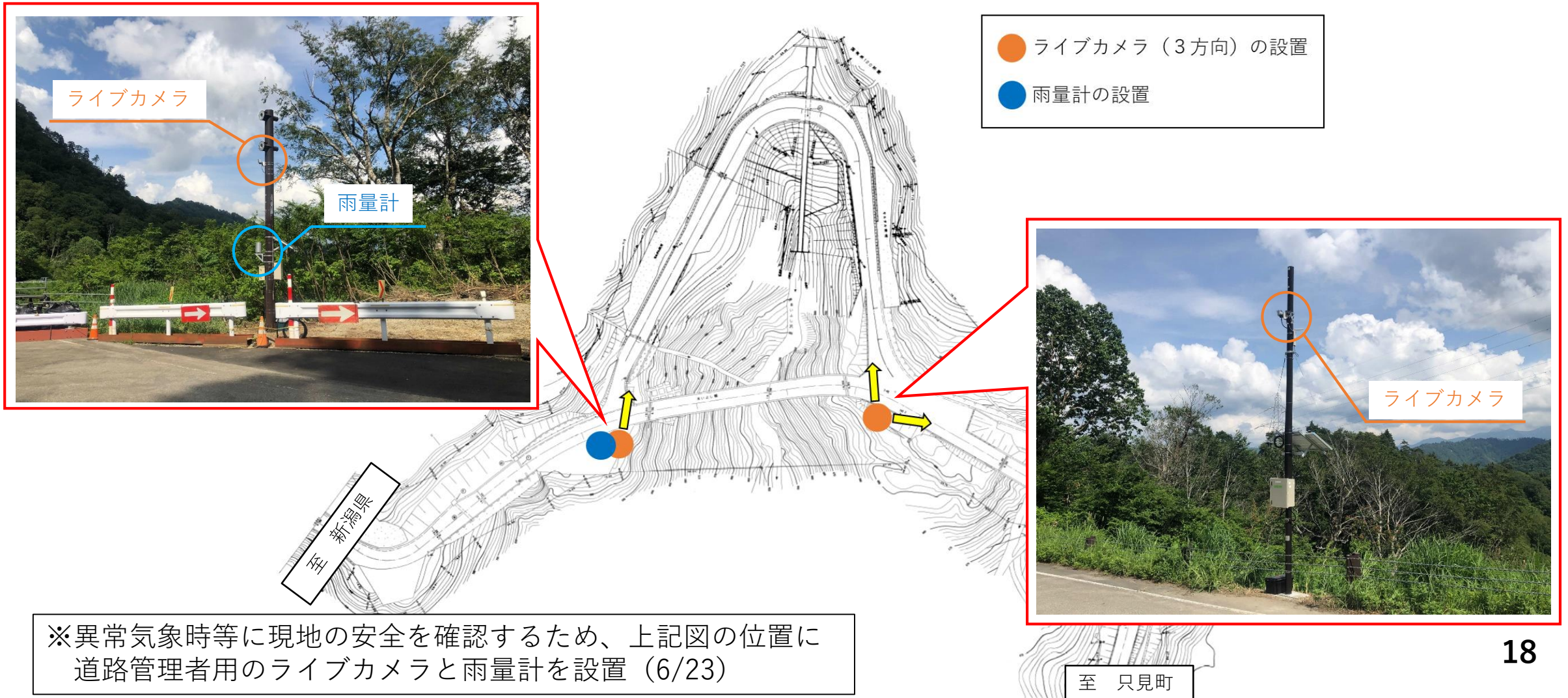


⑧ 異常気象時の対応について

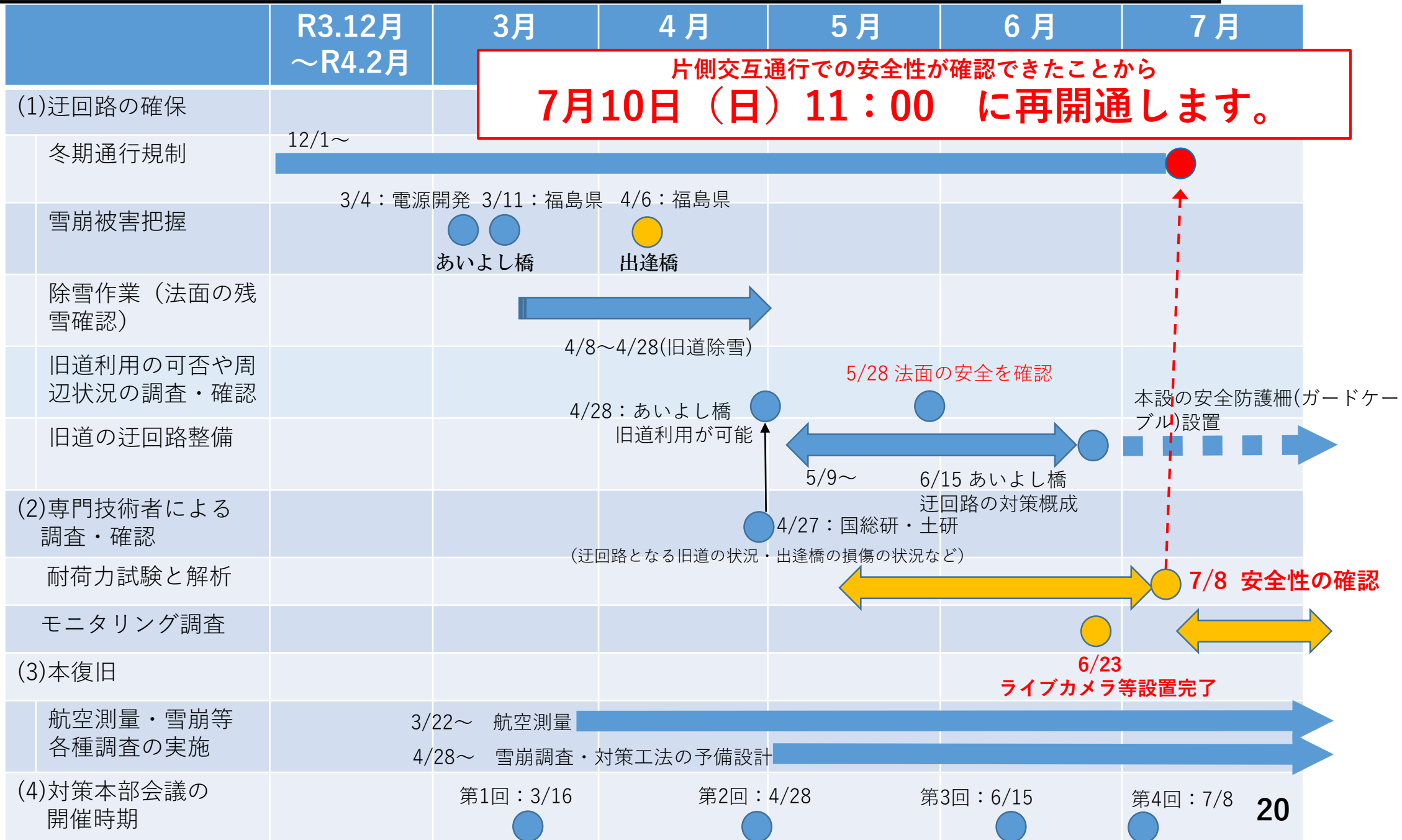
○以下の基準等に達した場合は、安全確保のため通行止めとする。

- ・ **連続雨量 100 mm**
- ・ **震度 4 以上**

○パトロールや点検等により安全を確認後、通行規制を解除する（片側交互通行は継続する）



⑨ 現在の対応状況について



⑩ 本復旧に向けた今後の対応について

